

「第三次大分県特別支援教育推進計画」改訂版(案)(概要)

基本方針

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、
一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、
インクルーシブ教育システムの構築をめざす

I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する
教育環境の整備

- (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校
 - ① 特別支援学級、通級による指導の教室のあり方
 - ② 管理職の特別支援教育への意識向上
 - ③ 公立高等学校における特別支援教育の推進
- (2) 特別支援学校
 - ④ 別府支援学校本校の存続
 - ⑤ 大分市内に知的障がい特別支援学校を新設
南石垣支援学校について、別府羽室台高校跡地へ移転
- (3) 特別支援教育ネットワークの構築
 - ⑥ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

II 特別支援教育の充実に向けた
教職員の専門性の向上

- (1) 多様な障がいへの対応
 - ⑦ 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化
 - ⑧ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
 - ⑨ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進
- (2) 全ての教職員を対象とした研修
 - ⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修